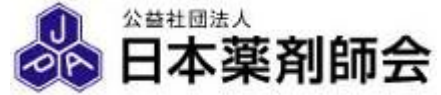


平成30年6月5日

Press Release
報道関係各位



**オンライン服薬指導に関する考え方について
(規制改革推進に関する第3次答申を受けて)**

日本薬剤師会は、本日付で「オンライン服薬指導に関する考え方について(規制改革推進に関する第3次答申を受けて)」を公表しました。

お問い合わせ先：日本薬剤師会 広報課
電話：03-3353-1171
FAX：03-3353-6270

日 薬 業 発 第 87 号
平成 30 年 6 月 5 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫

オンライン服薬指導に関する考え方について
(規制改革推進に関する第3次答申を受けて)

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
昨日、規制改革推進会議が開催され、「規制改革推進に関する第3次答申 ～ 来るべき新時代へ～」が取りまとめられました。

同答申では、オンライン医療の普及推進として、「オンラインでの服薬指導の一定条件下での実現」(別添1)や「患者が服薬指導を受ける場所の見直し」(別添2)が示されています。

これを受けて、日本薬剤師会として考え方を取りまとめました(別添3)。取り急ぎお知らせいたしますので、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

<別添>

1. オンラインでの服薬指導の一定条件下での実現(平成30年6月4日、規制改革推進会議 第3次答申)
2. 患者が服薬指導を受ける場所の見直し(同上)
3. オンライン服薬指導に関する考え方について(日本薬剤師会)

また、以下から規制改革推進に関する第3次答申の全文がご覧いただけます。

内閣府ホームページ > 活動・白書等 > 審議会・懇談会等 > 規制改革 > 規制改革推進会議 会議情報 > 第34回規制改革推進会議 議事次第
<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/committee/20180604/180604honkaigi01.pdf>

規制改革推進に関する第3次答申
～ 来るべき新時代へ ～
(平成30年6月4日、規制改革推進会議)

【関係部分を抜粋】

Ⅲ 各分野における規制改革の推進

3. 医療・介護分野

(2) オンライン医療の普及促進

⑪ オンラインでの服薬指導の一定条件下での実現

【平成30年度検討・結論、平成31年度上期措置】

現在、移動が困難な患者に対しては、薬剤師の訪問による服薬指導や薬剤管理等を実施する「訪問薬剤管理指導制度」が設けられており、その推進は重要であるが、この制度の推進だけで、患者のニーズに応えることは難しい。実際、実働する訪問薬剤師の不足等により訪問服薬指導を受けられず、服薬指導を受けるためだけに薬局へ行かねばならない患者・地域は存在する。

したがって、オンライン診療や訪問診療の対象患者のように、それらの必要に迫られた地域や患者に対して、地域包括ケアシステムの中でかかりつけ薬剤師・薬局が医療・介護の一翼を担い、国民が医薬品の品質、有効性及び安全性についての利益をより享受できる医薬分業及びかかりつけ薬剤師・薬局の取組等を推進するため、薬剤師による対面服薬指導とオンライン服薬指導を柔軟に組み合わせて行うことについて検討し、結論を得る。

規制改革推進に関する第3次答申
～ 来るべき新時代へ ～
(平成30年6月4日、規制改革推進会議)

【関係部分を抜粋】

Ⅲ 各分野における規制改革の推進

3. 医療・介護分野

(2) オンライン医療の普及促進

⑧ 患者が服薬指導を受ける場所の見直し

【平成30年度検討・結論、平成31年度上期措置】

患者が職場にいながら診療を受け処方箋医薬品を受け取ることができれば、生活習慣病の重症化予防に効果的であるという指摘がある。しかし、医療法上は患者が職場でオンライン診療を受診することは周辺環境次第では許容されるものの、薬剤師による服薬指導を受けることは、薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）により認められていない。

したがって、患者がオンライン診療を受診した場所（職場等）で、薬剤師が服薬指導を実施することを可能とするよう、薬剤師法施行規則の見直しを検討し、措置する。

平成 30 年 6 月 5 日

日 本 薬 剤 師 会

オンライン服薬指導に対する考え方について
(規制改革推進に関する第 3 次答申を受けて)

昨日開催された規制改革推進会議において「規制改革推進に関する第 3 次答申」がとりまとめられ、安倍総理大臣に提出されました。同答申では、オンライン医療の普及促進に係る項目として「オンラインでの服薬指導の一定条件下での実現」や「患者が服薬指導を受ける場所の見直し」が掲げられ、いずれも「平成 30 年度検討・結論、平成 31 年度上期措置」というスケジュールが明示されています。

調剤された薬剤は、患者個別の状態・病状等を踏まえた診断に基づく処方箋にしたがって、特定の人の特定の疾病に対して調製された薬剤であり、重篤な副作用が発生する可能性が高いことから、その使用にあたっては、薬剤師が患者と対面により服薬指導を行うことが、安全な薬物療法を確保するうえで極めて重要です。そのため、移動が困難な患者については、医療機関や薬局を訪問することが困難であるため、薬剤師が積極的に患者宅を訪問することで対応する必要があります。

遠隔服薬指導については、平成 28 年国家戦略特区法により実証的に、離島・へき地に居住する者に対し、遠隔診療が行われ、かつ、対面による服薬指導ができない場合に限り可能とされていますが、現在のところ（平成 29 年度末時点）未だ実例がない状況です。

一方、診療については、本年 4 月の診療報酬改定においてオンライン診療に関する評価（オンライン診療料、オンライン医学管理料）が新設され、これに伴い厚生労働省では「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が策定されました。

オンライン服薬指導については、「平成 30 年度検討・結論、平成 31 年度上期措置」とされておりますが、服薬指導の場所の見直しに関する検討と併せて、特区における実証的な事業の動向を踏まえた上で、医療用医薬品等を安全で確実に提供する観点から、慎重に検討すべきものであると考えます。